

令和 2 年

第 2 回別海町議会定例会議案資料

別 海 町 議 会

別海町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
	手数料を徴収する事項	手数料の金額		手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)			(略)		
21			21	番号利用法第7条第1項に規定する通知カードの再交付	1件につき 500円
21	(略)	(略)	22	(略)	(略)
22	(略)	(略)	23	(略)	(略)
23	(略)	(略)	24	(略)	(略)
24	(略)	(略)	25	(略)	(略)
25	(略)	(略)	26	(略)	(略)
26	(略)	(略)	27	(略)	(略)
27	(略)	(略)	28	(略)	(略)

改正後			改正前		
<u>28</u>	(略)	(略)	<u>29</u>	(略)	(略)
<u>29</u>	(略)	(略)	<u>30</u>	(略)	(略)
<u>30</u>	(略)	(略)	<u>31</u>	(略)	(略)
<u>31</u>	(略)	(略)	<u>32</u>	(略)	(略)
<u>32</u>	(略)	(略)	<u>33</u>	(略)	(略)
<u>33</u>	(略)	(略)	<u>34</u>	(略)	(略)
<u>34</u>	(略)	(略)	<u>35</u>	(略)	(略)
<u>35</u>	(略)	(略)	<u>36</u>	(略)	(略)
<u>36</u>	(略)	(略)	<u>37</u>	(略)	(略)
<u>37</u>	(略)	(略)	<u>38</u>	(略)	(略)
<u>38</u>	(略)	(略)	<u>39</u>	(略)	(略)
<u>39</u>	(略)	(略)	<u>40</u>	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用する。

別海町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（別海町町税条例（昭和31年別海村条例第1号））

改 正 後	改 正 前
附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、<u>第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～15 略 16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。<u>第18項において同じ。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。	附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>の</u>規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、<u>第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」</u>とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～15 略 16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう<u>。第18項において同じ。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。

改正後	改正前
17 略	17 略
18 <u>法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は</u> <u>0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同</u> <u>意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供</u> <u>する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0）と</u> <u>する。</u>	（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （個人の町民税の税率の特例等） 第21条 略
（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （個人の町民税の税率の特例等） 第21条 略 <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u>	（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （個人の町民税の税率の特例等） 第21条 略
第22条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項におい	

改正後	改正前
<u>て準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u> <u>2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u>	

第2条による改正（別海町町税条例（昭和31年別海村条例第1号））

改正後	改正前
附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～17 略 18 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0）とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等) 第22条 略 (<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の</u>	附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～17 略 18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0）とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等) 第22条 略

改正後	改正前
<u>特例)</u> <u>第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u> <u>第24条 所得割の納税義務者が前年の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

○別海町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料

本条例は、地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける納税者等について、固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定め、徴収猶予の特例に係る手続及び個人の町民税に係る寄附金税額控除の特例に関する規定を整備し、並びに軽自動車税の環境性能割の特例の適用期限及び個人の町民税の住宅借入金等特別控除の適用期限を延長するほか、同法の一部改正に伴い規定の整備を行う。

【主な改正内容】

1 第1条関係

番号	改正項目	改正条項	改正内容	施行年月日	適用法令				
1	読替規定	附則第10条	○法律改正にあわせて改正 ・厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又は0とする ※令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上げが、前年の同時期と比べて <table><tr><td>30%以上50%未満減少している者</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>50%以上減少している者</td><td>0</td></tr></table> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	0	公布の日	法附則第15条、法附則第15条の2、法附則第15条の3、法附則第3、法附則第15条の3の2、法附則第2、法附則第61条、法附則第62条
30%以上50%未満減少している者	2分の1								
50%以上減少している者	0								
2	法附則第15条第2項第1号等の割合で定める割合	附則第10条の2	○法律改正にあわせて改正 ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に加えた一定の事業用家屋及び構築物の割合は、0とする	公布の日	法附則第62条				
3	軽自動車税の環境性能割の非課税	附則第15条の2	○法律改正にあわせて改正 ・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6月延長する	公布の日	法附則第29条の8の2				
4	新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等	附則第22条第1項・第2項	○法律改正にあわせて改正 ・新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を規定する	公布の日	法附則第59条第3項				

2 第2条関係

番号	改正項目	改正条項	改 正 内 容	施行年月日	適用法令
1	読替規定	附則第10条	○法律改正にあわせて改正	R 3. 1. 1	法附則第15条、法附則第15条の2、法附則第15条の3、法附則第15条の3の2、法附則第63条、法附則第64条
2	法附則第15条第2項第1号等の割合	附則第10条の2	○法律改正にあわせて改正	R 3. 1. 1	法附則第64条
3	新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例	附則第23条	○法律改正にあわせて改正 ・イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用を規定する	R 3. 1. 1	法附則第60条第3項・第4項
4	新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	附則第24条	○法律改正にあわせて改正 ・個人の町民税の住宅借入金等特別控除額の特例の適用期限を1年延長する	R 3. 1. 1	法附則第61条第2項

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 (略) 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 (保険税の減額) 第21条 次の各号いずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3 (略) 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 (保険税の減額) 第21条 次の各号いずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者

改正後	改正前
支援助金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略) 附 則 （長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例） 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、	支援助金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略) 附 則 （長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例） 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、

改正後	改正前
第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合に は、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（<u>（</u>とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（<u>）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</u> （短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例） 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期	第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>又は第36条の規定に該当する場合に</u> は、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（<u>（</u>とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（<u>）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</u> （短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例） 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期

改正後	改正前
譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。	譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項 又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定説明資料

【改正要旨】

令和2年4月からの「地方税法施行令の一部を改正する政令」の公布に伴い、国民健康保険税における基礎課税分の課税限度額、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずべき金額をそれぞれ引き上げる。

区分	改正項目	改正条項	改正内容、容				
1	国保税の課税限度額	第2条第2項 第4項 第21条第1項	◎ 地方税法施行令の改正にあわせて改正（課税限度額の引上げ）				
			限度額区分	現行	改正	引上げ額	
			基礎課税分	61万円	63万円	2万円	
			後期高齢者支援金等課税分 ※改正なし	19万円	19万円	据置き	
			介護納付金課税分 (40～64歳を含む世帯)	16万円	17万円	1万円	
			計	96万円	99万円	3万円	
			(公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用)				
2	国保軽減措置の位置	第21条第1項 第2号 第3号	◎ 地方税法施行令の改正にあわせて改正（軽減判定所得の算定方法の変更）				
			軽減区分	基準額	(軽減基準額以下の場合、均等割・平等割を軽減します。)		
			7割軽減	改正なし	33万円		
			5割軽減	現行	33万円+28万円	× (被保険者数+特定同一世帯所属者数)	
			改正	改正	33万円+28.5万円	× (被保険者数+特定同一世帯所属者数)	
			2割軽減	現行	33万円+51万円	× (被保険者数+特定同一世帯所属者数)	
			改正	改正	33万円+52万円	× (被保険者数+特定同一世帯所属者数)	
			※ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の適用により国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方のことです。				
			(公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用)				

3	長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例	附則4	◎ 地方税法改正にあわせて改正 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設 (土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の属する年の翌年の1月1日から施行し、令和2年4月1日から適用)
4	短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例	附則5	◎ 地方税法改正にあわせて改正 長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う読み替え規定の整理 (土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の属する年の翌年の1月1日から施行し、令和2年4月1日から適用)

別海町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(保険料率) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,600円</u>とする。 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,600円</u>」とあるのは、「<u>29,400円</u>」と読み替えるものとする。 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>17,600円</u>」とあるのは、「<u>41,100円</u>」と読み替えるものとする。	(保険料率) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,000円</u>とする。 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,000円</u>」とあるのは、「<u>33,200円</u>」と読み替えるものとする。 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>22,000円</u>」とあるのは、「<u>42,600円</u>」と読み替えるものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)

第1条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行われなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第1条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）とする。

（施行期日）

第2条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の別海町介護保険条例附則第1条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（経過措置）

第3条 改正後の別海町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

議案第52号「別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」説明資料

【改正要旨】

令和2年4月1日付けで「介護保険法施行令」及び「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）」が施行されたことに伴い、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料率を軽減する。

1 根拠法令		介護保険法施行令									
2 改正項目		第4条の第3項、第4項及び第5項を改める。									
3 所得段階別保険料の比較		第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～令和2年度）									
区分	課税区分所得金額等	平成30年度～令和2年度（規定額）			令和元年度（現行）			令和2年度（改正）			標準額
		基準額割合	年	額	基準額割合	年	額	基準額割合	年	額	
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者	0.50	29,400円	2,450円	0.375	22,000円	1,837円	0.30	17,600円	1,470円	
	非課税世帯 （公的年金等収入額＋合計所得金額）≤80万円										
第2段階	非課税世帯 80万円＜（公的年金等収入額＋合計所得金額）≤120万円	0.75	44,100円	3,675円	0.565	33,200円	2,768円	0.50	29,400円	2,450円	
	非課税世帯 （公的年金等収入額＋合計所得金額）＞120万円										
第3段階	課税世帯＋本人非課税 （公的年金等収入額＋合計所得金額）≤80万円	0.90	52,900円	4,410円	0.90	52,900円	4,410円	0.90	52,900円	4,410円	
	課税世帯＋本人非課税 （公的年金等収入額＋合計所得金額）＞80万円										
第4段階	本人課税 合計所得金額＜120万円	1.00	58,800円	4,900円	1.00	58,800円	4,900円	1.00	58,800円	4,900円	
	本人課税 合計所得金額＜120万円										
第5段階	本人課税 120万円≤合計所得金額＜200万円	1.20	70,500円	5,880円	1.20	70,500円	5,880円	1.20	70,500円	5,880円	
	本人課税 120万円≤合計所得金額＜200万円										
第6段階	本人課税 200万円≤合計所得金額＜300万円	1.30	76,400円	6,370円	1.30	76,400円	6,370円	1.30	76,400円	6,370円	
	本人課税 200万円≤合計所得金額＜300万円										
第7段階	本人課税 300万円≤合計所得金額	1.50	88,200円	7,350円	1.50	88,200円	7,350円	1.50	88,200円	7,350円	
	本人課税 300万円≤合計所得金額										
第8段階		1.70	99,900円	8,330円	1.70	99,900円	8,330円	1.70	99,900円	8,330円	
第9段階		1.70	99,900円	8,330円	1.70	99,900円	8,330円	1.70	99,900円	8,330円	

町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(経営の基本) 第2条 (略) 2 診療科目 (1) 内科 (2) 外科 (3) 産婦人科 (4) 小児科 (5) 耳鼻咽喉科 (6) 皮膚科 (7) 精神科 (8) 心療内科 (9) リハビリテーション科 (10) 整形外科 (11) <u>脳神経内科</u>	(経営の基本) 第2条 (略) 2 診療科目 (1) 内科 (2) 外科 (3) 産婦人科 (4) 小児科 (5) 耳鼻咽喉科 (6) 皮膚科 (7) 精神科 (8) 心療内科 (9) リハビリテーション科 (10) 整形外科

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

財 産 の 取 得 に つ い て

事 業 名 令和2年度 生活バス購入事業

購 入 物 品 名 大型送迎用バス(ノンステップ)

数 量 1 台

主 要 諸 元 型 式 いすゞ 2TG-LV290Q3

乗 車 定 員 83名

全 長 11.130m

全 幅 2.485m

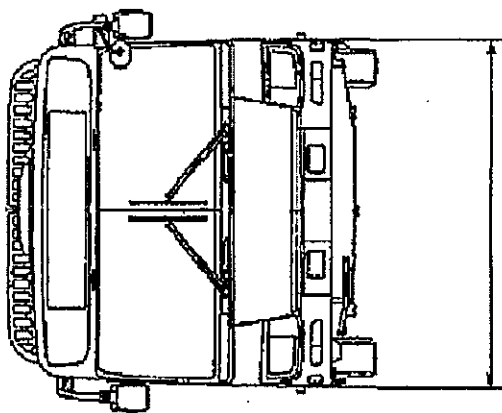
全 高 3.045m

総 排 気 量 5.193L

最 大 出 力 240PS

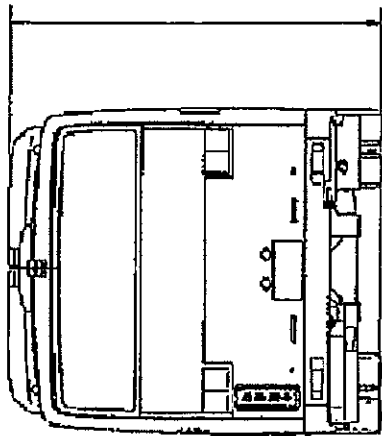
生活バス外觀図

正面図



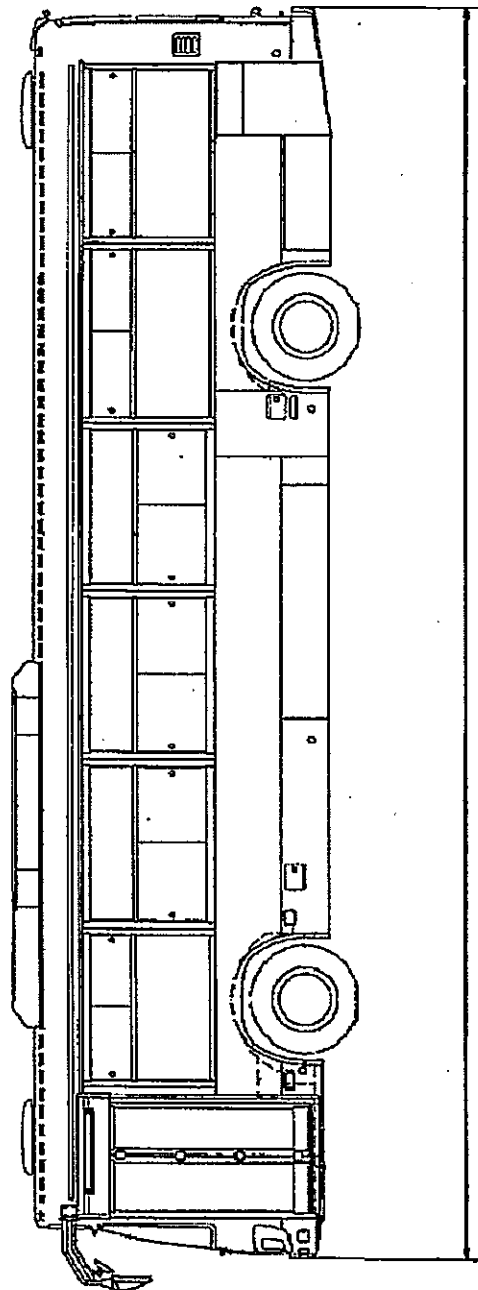
全幅 2.485m

背面図



全高 3.045m

側面図



全長 11.130m

別海町農業委員会委員任命予定者一覧

同意 番号	氏名	住所	性別	生年月日	年齢	職業	主な経歴		推薦・応募 形態
							年月日	職名・経歴等	
3	藤井 実	別海町中西別139番地の12	男	昭和29年1月10日	66	酪農業	H29.7～	農業委員	地区推薦
4	藤田 浩義	別海町中西別310番地の42	男	昭和35年4月26日	60	酪農業	H16.4～H18.3	中西別第六協議会会長	地区推薦
5	小野 榮一	別海町中春別75番地の24	男	昭和29年7月17日	65	酪農業	H14.7～	農業委員	地区推薦
6	信夫 重勝	別海町本別4番地の44	男	昭和39年2月9日	56	酪農業	H20.7～	農業委員	地区推薦
7	中洞 薫	別海町上春別138番地の16	男	昭和29年1月20日	66	酪農業	H31.4～	JJA道東あさひ酪農協議会上春別支部支部長	地区推薦
8	羽石 健一	別海町上春別317番地の2	男	昭和43年10月19日	51	酪農業	H26.7～	農業委員	地区推薦
9	芳賀 均	別海町豊原13番地の1	男	昭和36年5月3日	59	酪農業	H20.7～	農業委員	地区推薦
10	押田 賢二	別海町別海275番地の11	男	昭和47年9月29日	47	酪農業	H29.7～	農業委員	地区推薦
11	山田 良雄	別海町別海50番地の12	男	昭和30年9月10日	64	酪農業	H20.7～	農業委員	地区推薦
12	加藤 真純	別海町美原6番地の4	男	昭和34年7月2日	60	酪農業	H14.7～	農業委員	地区推薦
13	畠山 友子	別海町美原48番地の3	女	昭和39年1月8日	56	酪農業	H29.7～	農業委員	地区推薦
14	内藤 宏幸	別海町尾岱沼1番地の74	男	昭和37年1月18日	58	酪農業	H26.7～	農業委員	地区推薦
15	阿部 浩	別海町別海171番地の17	男	昭和42年7月30日	52	酪農業	H29.7～	農業委員	地区推薦
16	伊藤 一吉	別海町豊原6番地の68	男	昭和36年3月26日	59	酪農業	H25.6～	中春別農業協同組合理事	団体推薦
17	林 武雄	別海町中西別76番地の15	男	昭和31年7月9日	63	酪農業	H29.7～	農業委員	団体推薦
18	及川 哲夫	別海町西春別駅前柏町8番地	男	昭和27年12月30日	67	酪農業	H29.7～	農業委員	団体推薦
19	浦山 宏一	別海町上春別149番地の2	男	昭和35年8月29日	59	酪農業	H29.7～	農業委員	団体推薦
20	木幡 誠	別海町泉川110番地の31	男	昭和28年2月16日	67	酪農業	H14.7～	農業委員	団体推薦
21	竹花 新吉	別海町泉川75番地の27	男	昭和36年1月22日	59	酪農業	H25.4～H28.3	泉川光進酪農協議会会長	団体推薦
22	小島 敏	別海町上風連23番地の2	男	昭和32年5月2日	63	酪農業	H29.7～	農業委員	団体推薦
23	加藤 和広	別海町上春別17番地の16	男	昭和28年11月26日	66	酪農業	H17.7～	農業委員	団体推薦
24	大内 敏光	別海町西春別131番地の18	男	昭和33年12月28日	61	酪農業	H23.7～	農業委員	団体推薦
25	石毛 剛	別海町大成60番地の4	男	昭和36年5月19日	59	酪農業	H29.7～	農業委員	団体推薦
26	齊藤 主夫	別海町奥行13番地の183	男	昭和38年5月14日	57	酪農業	H26.7～	農業委員	団体推薦
27	中村 繁男	別海町西春別121番地の3	男	昭和29年9月30日	65	酪農業	H29.4～	NOSAI西春別地区推進協議会会長	団体推薦
28	山崎 茂	別海町別海旭町150番地の4	男	昭和32年2月20日	63	無職	H29.7～	農業委員	一般応募
29	市川 義晴	別海町西春別350番地の5	男	昭和28年2月12日	67	酪農業	H29.7～	農業委員	一般応募

※年齢:令和2年6月1日現在

※任期:令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

